

1. 目的

神戸市では、既存の公共交通では十分にサービスが行き届かない等、地域の生活交通に課題を抱えている地域において、地域住民が主体的に取り組む地域コミュニティ交通の導入を支援するため、「神戸市地域コミュニティ交通支援制度」を整備しています。

この支援制度を受け、中央区東部地域では地域住民により「中央区東部の南北交通を考える会」が立ち上がり、日常生活の足となる地域コミュニティ交通の実現に向けて検討を進めており、令和4年度中の試験運行の実施を予定しております。

本要領は、中央区東部地区における地域コミュニティ交通の運行事業者の選定にあたり、住民の利便性を確保し、安全かつ効率的に運行するために、優れた企画提案や価格等を総合的に判断できるプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という）により事業者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とします。

2. 運行事業者を公募する地域

中央区東部地域

（検討エリア）中央区熊内町5～9丁目、中尾町、神仙寺通、中島通、籠池通

3. 企画提案における運行基本条件

- ・運行時刻表・ルート図…別紙のとおり
- ・運賃設定……1人200円程度（半額程度の小人運賃を設定）
- ・車両台数……1台

4. 提案募集及び選定のスケジュール

質問受付	令和4年5月16日（月） ～令和4年5月23日（月）
質問回答	令和4年6月1日（水）
参加申込書の提出締め切り	令和4年6月8日（水）
企画提案書提出	令和4年6月17日（金）
運行事業者候補者のプレゼンテーション	令和4年6月22日（水）
選定結果の発表	令和4年7月中 (結果のみを書面にて通知します)

5. 質問及び回答

本業務の提案に係る問い合わせがある場合は、質問書を提出して下さい。

- (1) 提出様式 様式第1のとおり
- (2) 提出期限 令和4年5月23日（月）

- (3) 提出先 神戸市都市局交通政策課
- (4) 提出方法 メール、郵送又は持参
- (5) 回答方法 神戸市 HP に掲載

6. 参加申請手続き

- (1) 提出様式 様式第2のとおり
- (2) 提出期限 令和4年6月8日(水)
- (3) 提出先 神戸市都市局交通政策課
- (4) 提出方法 メール、郵送又は持参

7. 企画提案書の提出

- (1) 提出書類 企画提案書及び説明スライド
- (2) 提出期限 令和4年6月17日(金)午後3時まで
- (3) 提出場所 神戸市都市局交通政策課
- (4) 提出部数・規格
 - ・企画提案書 様式第3のとおり
原本1部、電子データ1部(PDF形式)
(プレゼンテーション当日に写しを25部ご持参ください。)
 - ・説明スライド 様式・枚数任意
電子データ1部(PDF形式)
- (5) 提出方法
郵送又は持参で提出してください。なお、郵送の場合は当日消印有効とします。

8. 企画提案書について

企画提案書には、次の提案内容を必ずご記載ください。

- (1) 事業者情報
 - ・事業者名、住所、電話番号
 - ・車庫の位置、保有車両及び車両数
- (2) 運行計画の提案
運行基本条件を踏まえ、運行にかかる経費と市の本格運行支援を前提に必要な利用者数等
 - ・運行経費(円/日)(人件費・燃料費・車両費・修繕費・諸経費)
 - ・運賃設定
 - ・本格運行時最低必要利用者数(人/日)
 - ・使用車両
 - ・運行日
- (3) その他自社PR等
以下の観点より、ご提案やご意見等があればご記載ください。
 - ・地域公共交通に関する基本的な考え方や創意工夫する点

- ・前提となる運行基本条件に対する意見・提案
- ・本事業への意気込み、地域への思い
- ・安全運行、緊急対応に対する方針
- ・想定される課題（積み残し等）とその解決策
- ・バリアフリーへの配慮
- ・地域や行政とのかかわり方、それぞれに対して期待すること

9. プロポーザル参加に関する留意事項

- (1) 安全運行、環境への配慮、周辺の交通事業者との調整などにもご留意ください。
- (2) 神戸市地域コミュニティ交通支援制度をよくご理解の上ご提案ください。
- (3) 試験運行を踏まえ、本格運行を実施するという前提でご参加ください。
- (4) 運行事業者決定後は、「中央区東部の南北交通を考える会」の会合（月一回程度開催）へご参加いただき、地域・行政と共に具体的な検討を進め、運行計画の詳細な内容をまとめていただきます。なお、本プロポーザルでご提案いただいた内容から実際の運行内容が変わることがありますのでご留意ください。
- (5) 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。
 - ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
 - イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

10. 運行事業者候補者の選定

(1) 選定方法

中央区東部の南北交通を考える会が、評価基準に従い運行事業者候補者1者を選定いたします。（ただし、審査の結果、全社とも採用されない場合があります。）
 なお、選定会議は非公開とします。

(2) 選定日（プレゼンテーション実施日）

- ア 日時 令和4年6月22日（水）の指定する時間
- イ 場所 中央区役所3階A会議室
- ウ 説明人数 1法人4人以内
- エ 説明時間 1法人15分程度
- オ 説明内容 事前に提出した企画提案書について、プレゼンテーションを行っていただきます。
- カ 質疑応答 1法人15分程度（中央区東部の南北交通を考える会からの質問）

(3) 評価視点

項目毎に以下の視点で、「中央区東部の南北交通を考える会」が審査します。

- ①信頼性…「納得度の高い説明」「地域の状況の把握度合い」など
- ②アイデア性…「他社にはないアイデアがある」「独自性がある」など
- ③実現性・採算性…「実現性の高さ」「費用の抑制に対する考慮」など
- ④主体性…「状況に応じてアイデアを提案する積極性」「地域と共に粘り強く取り組む熱意」など
- ⑤協調性…「既存の交通事業者への配慮」「地域住民との協調性の高さ」など

1 1. 参加者がいない場合の取扱い

参加者がいない場合は、本プロポーザルは取りやめとします。

1 2. その他留意事項

- (1) 参加にかかる全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加希望者の負担とします。
- (2) 提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとします。
- (3) 提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等をしようとした結果生じた責任は、参加希望者が負うものとします。
- (4) 提出した書類の変更はできません。なお、当該提出書類について、「中央区東部の南北交通を考える会」は参加希望者に、後日参考資料を求めることができるものとします。
- (5) 参加者は選定結果に関して異議を申し立てることはできません。
- (6) 本プロポーザルで提示された一切の資料について、本プロポーザルにおける提案目的以外の使用、複製、転載を禁止します。

1 3. 事業者選定後のスケジュール（予定）

令和5年1月～3月	試験運行（3か月）
令和5年度	試験運行（6か月）、本格運行

1 4. 資料及びデータの提供

参加者の求めに応じ、以下のデータを提供します。

- ・『中央区東部の南北交通を考えるアンケート調査』集計データ（Excel形式）
- ・『令和3年度 ふきあい南北バス試験運行結果』（PDF形式）

15. 事務局

本プロポーザルの実施にかかる事務局は以下のとおりとします。

神戸市都市局交通政策課

〒651-0083 神戸市中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階

TEL : 078-595-6721 FAX : 078-595-6804

Mail : kotsuseisaku_koubo@office.city.kobe.lg.jp